

BIMビルメン FUKUOKA

業界のタイムリーな情報をお手元に

5

2019 : Issue 305

編集・発行／公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号（藤田ビル2F）
TEL (092) 481-0431 FAX (092) 481-0432 <http://www.fukuoka-bma.jp>



『ピカピカなぼくの地球』

南吉富小学校3年 辻井 皇晴さんの作品
2018年度（第24回）都市ビル環境の日
第11回「子ども絵画コンクール」優秀賞





定時総会出席のお願い —いま協会事業の意味を問う!—

福岡県ビルメンテナンス協会は新法公益社団法人としての理念のもと、その矜持を胸に不断の努力を積み重ねております。いま私たちビルメンテナンスを取り巻く社会環境の変化は、さらに当協会の公益使命の実現を強く求めているところです。平成時代三十年の時の流れは、社会環境システムの老朽劣化を一方で加速させた側面があることは否めません。私たちビルメンテナンスは、その綻びの一端でも修復し得る存在であることを認識したいと考えます。

斯業界のみならず、いま国中のあらゆる産業が、その担い手不足に直面しています。清廉健全なる現場労働力を事業の柱としてきたビルメンテナンス業にとって現況の人手不足問題の深刻化・恒久化は事業継承の終焉さえも危惧させるものです。

また、本格化する“働き方改革”のインパクトは、斯業の在り様の根本的改革を迫るものでもあります。協会は、これらの衝撃を“制約”ではなく、前進するための“跳ね板”とする知恵と努力が求められています。

その一つのコツ入れが、外国人就労を活性化させる新在留資格「特定技能」制度におけるビルクリーニング職種の1号認定であります。144職種にも及ぶ技能実習制度の中であって、わずか14職種のみのものである特定技能指定です。その厳しい認定にビルクリーニング職種が選ばれたことの意味を、私たちはよく理解したいと思います。世界に冠たる我が国の高度公衆環境衛生や住環境の安心・安全を担うビルメンテナンスの担い手が枯渇することは許されないのです。あと5年間で、ビルメンテナンス労働者は9万人不足すると推計されています。まさに事業存続の危機を迎えつつあるところですが、今回の外国人「特定技能」就労制度により、斯業は最大3万7千人の受け入れを認められました。いま目の前にある協会の使命は、これらの外国人就労者を活かすことに他なりません。その遂行は、会員一人ひとりとの協働をもってしか成し得ないものです。会員、関係の皆さまの引き続きのご支援をお願い申し上げます。

マネジメント委員会及び専門部会委員 募集のご案内

マネジメント委員会及び専門部会委員の任期満了に伴い、新委員の募集を行います。

マネジメント委員会は、2年任期で10～15名ほどのメンバーで構成し、協会運営に積極的に携わっていただける正会員の方々のご参加をお願いします。専門部会は、協会の公益目的事業を推進するワーキンググループを担っていただける正会員、賛助会員並びに専門知識を持たれた協会外の方々のご参加をお願いします。

なお、申込みについては、4月末の定期便でご案内しております(活動内容は下表をご参照ください)。

マネジメント委員会	総務委員会	総会、理事会等の会議を主管し、諸規程・予算・決算案を策定する。
	労働福祉委員会	就労者の労働安全、衛生問題について検討する。
	調査広報委員会	環境衛生に関する調査研究し、広報活動を行う。
	教育研修委員会	環境衛生に関する教育研修事業を行う。
専門部会	都市ビル環境の日部会	建物の衛生環境や安全の確保を通して環境保全に関する啓発活動「都市ビル環境の日」を推進する。
	地域防災ネットワーク部会	地域社会との連携を図り、大規模災害時における応急対策業務の一環として環境衛生部門に迅速、的確に対処する方法を構築する。
	環境管理部会	環境衛生関連団体等と連携を図り、環境衛生に関しての現状、実態を把握し、意識向上を図る。
	雇用促進支援部会	就労弱者の雇用支援を目的とする。 高齢者雇用や知的障がい者就労支援に参画する。
	警備部会	警備業法の勉強や法令遵守の普及を目的とする。 施設警備に関する研修等の運営を行う。

講習会のお知らせ

貯水槽清掃作業従事者研修

研修目的▶

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」により事業登録の人的要件の一つとして、貯水槽清掃作業に従事する者は全員が毎年、従事者研修を修了(受講)したものでなければならない事になっています。

□ 福岡会場

- ・開催日時 令和元年6月12日(水)
- ・会場 福岡県自治会館

□ 北九州会場

- ・開催日時 令和元年6月4日(火)
- ・会場 パークサイドビル

□ 久留米会場

- ・開催日時 令和元年6月20日(木)
- ・会場 久留米ビジネスプラザ

*申込受付期間は、当協会のホームページにてご確認ください。

平成30年度

1級ビルクリーニング技能検定合格者数

	受検者数	合格者数	合格率
全 国	1,736名 [※]	677名	39.0%
九 州	119名	58名	48.7%
福岡県	54名	25名	46.3%
実技直前 講習会受講	14名	11名	78.6%
		実技一部合格 3名	—

※全国は受検申込者数を示す。

会員支援事業説明会 (平成30年度事業フィードバック説明会) 開催 <主催：全協>

平成31年4月17日(水)、福岡朝日ビル(福岡市博多区)において(公社)全国ビルメンテナンス協会主催による会員支援事業説明会が開催されました。

同説明会は会員の皆様に全国協会が推進する事業へのご理解をいただくとともに、全国協会の事業を活用していただけるよう全国8会場で開催するに至りました。当日は九州一円から70名の会員が参加され、金子九州地区本部長の挨拶で始まりました。

説明会は第1部と第2部で構成され、第1部では全国協会の堀口常務理事と金子事業開発委員会委員長により、行政の様々な動きに対応する具体的な方策や、激動するビルメンテナンス業界の事情に合わせて会員のメリットとして全国協会の事業を活用できる方法について詳しく説明がありました。また、今年2月に閣議決定された「環境配慮契約法の基本方針見直し」への具体的な対応についても説明がありました。

第2部では(一財)建築物管理訓練センターの興膳常務理事から、昨年11月に発足した「ビルクリーニング外国人技能実習支援センター」の紹介と活用法の説明がありました。さらに、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課の楊井課長補佐より、新たな在留資格「特定技能1号」についての詳しい説明があり、参加者からの質疑に対しても丁寧に回答していただきました。

福岡県協会の会員様もご多忙の中、多くのご参加いただきありがとうございました。



▲新たな在留資格「特定技能1号」について詳説



▲会員による質疑応答の様子

労働保険年度更新のお知らせ

福岡労働局 労働保険徴収課

① 労働保険年度更新の手続きについて

平成 31 年度の労働保険年度更新の手続き期間は、**6 月 3 日(月)から 7 月 10 日(水)**までです。
事業主の皆さまには、この期間中に労働保険料等の申告と納付の手続きを行っていただくようお願いいたします。

労働保険料等の申告と納付の手続きは、最寄りの銀行・郵便局等の金融機関の窓口、労働基準監督署又は福岡労働局総務部労働保険徴収課で行うことができます。また、電子申請や郵送で申告を行うこともできます。

② 口座振替について

労働保険料等の納付は、口座振替ができますが、本年度第 1 期分の受付は締切っています。
第 2 期分もしくは来年度(分割なしの場合)より利用可能です。

③ 雇用保険料率について

平成 30 年度から変更はありません。
詳しくは、下記の厚生労働省のホームページをご覧ください。

④ 年度更新業務の外部委託について

年度更新申告書の審査等を一部外部委託しており、民間の受託事業者から申告書の内容等について問い合わせがある場合がありますので、予めご承知ください。

⑤ 『年度更新手続』等の問い合わせ先

「年度更新手続」や「口座振替手続」等に関する問い合わせは、次のとおりです。

(1) 労働保険番号が「40.1.」で始まる申告書(緑色の封筒に在中)

「福岡労働局総務部労働保険徴収課／適用第 1、第 2 係」
(TEL. 092 - 434 - 9833)

(2) 労働保険番号が「40.3.」で始まる申告書(水色の封筒に在中)

「福岡労働局総務部労働保険徴収課／適用第 3 係」
(TEL. 092 - 434 - 9834)

⑥ 厚生労働省のホームページ

労働保険年度更新等に関する詳しい内容は、厚生労働省のホームページでご覧いただけます。
厚生労働省のホームページは <http://www.mhlw.go.jp/> です。

時間外労働の上限規制が 導入されます!!

大企業:2019年4月から 中小企業:2020年4月から

I. 法令解説編(前号の続き)

36 協定で定める時間外労働及び 休日労働について留意すべき事項に関する指針

今回の法改正とあわせて、時間外労働及び休日労働を適正なものとするを目的として、36 協定で定める時間外労働及び休日労働について留意していただくべき事項に関して、新たに指針を策定しました。36 協定の締結に当たっては、この指針の内容に留意してください。

POINT

1

時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめてください。(指針第2条)

- ◆ 時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめられるべきものであり、労使がこのことを十分意識した上で 36 協定を締結する必要があります。

POINT

2

使用者は、36協定の範囲内であっても労働者に対する安全配慮義務を負います。また、労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まることに留意する必要があります。(指針第3条)

- ◆ 36 協定の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第 5 条の安全配慮義務を負うことに留意しなければなりません。
- ◆ 「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」(平成 13 年 12 月 12 日付け基発第 1063 号厚生労働省労働基準局長通達)において、
 - ✓ 1 週間当たり 40 時間を超える労働時間が月 45 時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まるとされていること
 - ✓ さらに、1 週間当たり 40 時間を超える労働時間が月 100 時間又は 2~6 か月平均で 80 時間を超える場合には、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされていることに留意しなければなりません。

POINT

3

時間外労働・休日労働を行う業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確にしてください。(指針第4条)

- ◆ 例えば、各種の製造工程において、それぞれ労働時間管理を独立して行っているにもかかわらず、「製造業務」とまとめているような場合は、細分化は不十分となります。

POINT
4

臨時的な特別の事情がなければ、限度時間（月45時間・年360時間）を超えることはできません。限度時間を超えて労働させる必要がある場合は、できる限り具体的に定めなければなりません。この場合にも、時間外労働は、限度時間にできる限り近づけるように努めてください。（指針第5条）

- ◆ 限度時間を超えて労働させることができる場合を定めるに当たっては、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要な場合」「業務上やむを得ない場合」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。
- ◆ 時間外労働は原則として限度時間を超えないものとされていることに十分留意し、限度時間を超える場合でも、(1)1か月の時間外労働及び休日労働の時間 (2)1年の時間外労働時間、を限度時間にできる限り近づけるように努めなければなりません。
- ◆ 限度時間を超える時間外労働については、25%を超える割増賃金率とするように努めなければなりません。

!

限度時間を超えて労働させる場合、月末2週間に80時間、翌月初2週間に80時間、合わせて連続した4週間に160時間の時間外労働を行わせるなど、短期に集中して時間外労働を行わせることは望ましくありません。

POINT
5

1か月未満の期間で労働する労働者の時間外労働は、目安時間^(※)を超えないように努めてください。（指針第6条）

(※) 目安時間→1週間：15時間、2週間：27時間、4週間：43時間

POINT
6

休日労働の日数及び時間数をできる限り少なくするように努めてください。（指針第7条）

POINT
7

限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保してください。（指針第8条）

- ◆ 限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保するための措置について、次の中から協定することが望ましいことに留意しなければなりません。
 - (1) 医師による面接指導
 - (2) 深夜業(22時～5時)の回数制限
 - (3) 終業から始業までの休息時間の確保(勤務間インターバル)
 - (4) 代償休日・特別な休暇の付与
 - (5) 健康診断
 - (6) 連続休暇の取得
 - (7) 心とからだの相談窓口の設置
 - (8) 配置転換
 - (9) 産業医等による助言・指導や保健指導

POINT
8

限度時間が適用除外・猶予されている事業・業務についても、限度時間を勘案し、健康・福祉を確保するよう努めてください。（指針第9条、附則第3項）

- ◆ 限度時間が適用除外されている新技術・新商品の研究開発業務については、限度時間を勘案することが望ましいことに留意しなければなりません。また、月45時間・年360時間を超えて時間外労働を行う場合には、

POINT
7

の健康・福祉を確保するための措置を協定するよう努めなければなりません。
- ◆ 限度時間が適用猶予されている事業・業務については、猶予期間において限度時間を勘案することが望ましいことに留意しなければなりません。

会員に関する各種変更のお知らせ

テルウェル西日本株式会社

■変更事項 協会担当者 & メールアドレス

■変更日 平成31年4月1日

【新】担当課長 小出 好討^{ヨシト}
yo-koide@telwel-west.co.jp

【旧】担当部長 坂本 光弘
sakamoto@telwel-west.co.jp

福岡興業株式会社

■変更事項 協会担当者

■変更日 平成31年4月10日

【新】常務取締役 松岡 剛平

【旧】代表取締役 松岡 雄介

株式会社 ファイブ

■変更事項 ①代表者 ②協会担当者

■変更日 平成31年4月1日

【新】①代表取締役社長 青 和彦
②施設管理部 課長 武田 智久

【旧】①代表取締役社長 嘉村 宏
②施設管理部 課長 小松 崇



二幸産業株式会社 九州支社

■変更事項 ①代表者 ②協会担当者
③住所 ④メールアドレス

※TEL & FAX番号は変わりません。

■変更日 平成31年4月1日

【新】①九州支社長 山本 孝幸
②福岡営業所長 吉田 伸二
③福岡市博多区博多駅南1-2-3
博多駅前第一ビル3F
④yamamoto.t@nikoh-sng.co.jp

【旧】①九州支社長 坂之上 真策
②福岡営業所長 山本 孝幸
③福岡市博多区博多駅南1-2-3
博多駅前第一ビル4F
④s.sakanoue@nikoh-sng.co.jp

5月

行事予定

17 金

13:00～

第108回理事会

於：ハイアットリージェンシー福岡
2階 オリーブ

14:30～

2019年度定時社員総会

於：ハイアットリージェンシー福岡
リージェンシーボールルーム

お忘れなく

毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。

毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。
(申込みは、該当週の水曜日まで)

5月

各地の主な催し

【福岡地区】

3日 小石原焼春の民陶むら祭<～5日> (東峰村)
上旬 白糸の滝ヤマメ釣りまつり (糸島市/白糸の滝)
12日 野村望東尼祭 (糸島市/姫島)
25日 宮地嶽神社菖蒲まつり<～6月9日 (予定)>
(福津市/宮地嶽神社)

【北九州地区】

3日 王埜神社検地祭<～4日> (行橋市/下検地)
上旬 築上町内神幸祭 神楽奉納 (国指定無形民俗文化財)
(築上町)
25日 門司みなと祭<～26日> (北九州市門司区)

【筑豊地区】

3日 田原正八幡神社神幸祭杖杵 (県指定無形民俗文化財)
<～4日> (川崎町)
18日 風治八幡宮川渡り神幸祭<～19日> (田川市)

【筑後地区】

2日 献茶祭 (八女市黒木町/霊巖寺)
3日 水天宮春大祭<～7日> (久留米市)
3日 沖端水天宮祭 (船舞台) <～5日> (柳川市)

紹介している催しは、場合によっては変更されることがあります。お出かけの際は各市町村に確認してください。



九州ビルサービス株式会社

上司から
ひと言

今年度入社の新規学卒(高卒)2名です。対照的な性格ですが、真面目に精一杯学ぶ姿勢は見習うべきものがあり、今後の弊社を支えてくれるものと期待しております。



・田中 連さん(18歳)
・勤続年数:1か月
・趣味は「カラオケ」
・特技は「魚釣り」

・古川 脩祐さん(18歳)
・勤続年数:1か月
・趣味は「猫と遊ぶこと」
・特技は「卓球」